

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則の施行について（通知）

環 第 5 2 号
令和6年7月19日

第1 改正の背景及び趣旨

県は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）により、事業者が公共用水域に排出する排水の規制基準や、環境汚染原因物質の基準値、地下水の水質の浄化基準値を定めている。

国は、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を令和6年1月25日に公布し、六価クロム化合物について、排水の許容限度を「0.5mg/L」から「0.2mg/L」と、地下水の水質の浄化措置命令に関する基準値を「0.05mg/L」から「0.02mg/L」と改正した。また、大腸菌群数については大腸菌数とし、排水の許容限度を「3,000個/cm³」から「800cfu（コロニー形成単位）/mL」とした。

県規則に定める排水の規制基準等は、国が定める排水の許容限度等を踏まえて定めていることから、必要な改正を行うこととした。

第2 改正内容等

1 六価クロム化合物に係る規制基準等の改正

(1) 排水の規制基準について

ア 許容限度

県規則別表第9で定める六価クロム化合物に係る排水の許容限度を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ、「0.5mg/L」から「0.2mg/L」へ改めることとした。

イ 暫定基準

水質汚濁防止法の暫定基準が適用される業種に属する事業所については、同法と同様の暫定基準を設けた。具体的には、これまで「0.5mg/L」の基準が適用されていた電気めっき業に属する事業所に対して、暫定基準「0.5mg/L」を令和9年3月31日まで適用することとした。

暫定基準が適用される事業所から排出される汚水又は廃液を処理する事業所（いわゆる共同処理場）については、当該暫定基準が適用される事業所の属する業種に属するものとみなして、暫定基準を適用することとした。

また、一の事業所が電気めっき業以外の業種にも属する場合、当該事業所については、暫定基準を適用することとした。

ウ 適用猶予

改正規則の施行の際、現に設置されている一部の事業所（設置の工事がされているものを含む。）に対しては、水質汚濁防止法の経過措置の間は従前の許容限度を適用することとした。具体的には、すぐには排水の規制基準に適合させるための諸準備が整わない施設として水質汚濁防止法施行令別表第3に規定する施設を設置する事業所については令和7年3月31日まで、「0.05mg/L」又は「0.5mg/L」を適用することとした。

(2) 環境汚染原因物質の基準値について

県規則別表第17で定める水質及び地下水における六価クロムの基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改めることとした。

(3) 地下水の水質の浄化基準について

県規則別表第18で定める六価クロム化合物の基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改めることとした。

2 大腸菌群数に係る排水の規制基準の改正

(1) 項目について

よりの確にふん便汚染を捉えるため、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標とすることとし、県規則別表第10で定める項目のうち、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めることとし、それに伴い県規則第3号様式(付表11)を同様に改めることとした。

(2) 許容限度について

県規則別表第10で定める許容限度を「3,000個/cm³」から「800cfu/mL」へ、「1,000個/cm³」から「200cfu/mL」へ改めることとした。

第3 施行日

六価クロム化合物に係る規制基準等の改正は、一部を除き令和6年10月1日から、大腸菌群数に係る排水の規制基準の改正は、令和7年4月1日から施行することとした。